

八王子・立川・多摩業務核都市基本構想変更のポイント

業務核都市とは

- ・ 業務核都市制度は、東京中心部への諸機能の集中による職住遠隔化等の大都市問題を解決していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年）において定められています。現在、本構想のほかに 7 つの業務核都市基本構想が策定されています。
- ・ 業務核都市は、東京圏における諸機能の適正な配置先としての役割を果たすとともに、自立性の高い地域の中心として、また広域的な機能を担う広域連携拠点として、育成・整備することとされています。
- ・ 業務核都市においては、都県又は政令市が基本構想を作成し、主務大臣が同意します。
- ・ 本構想の変更により、追加した中核的施設の整備に対し、税制面、資金面等での支援措置が受けられるほか、本構想に定めた公共施設の整備については、国等の積極的な支援が図られることになります。

1 多摩市の追加

第 5 次首都圏基本計画において、八王子市、立川市に加え、新たに多摩市が業務核都市として位置づけられたことを受け、平成 7 年に策定された八王子・立川業務核都市基本構想に多摩市を加え、三市相互の都市間連携を推進することにより、東京圏西部の中核ゾーンとなる業務核都市の育成整備を進めていくため、基本構想の変更を行いました。

2 業務施設集積地区の追加

既に位置付けられている 4 地区（八王子中心市街地地区、八王子インターチェンジ周辺地区、八王子ニュータウン地区、たちかわ新都心及び周辺地区）に加え、多摩市・多摩ニュータウンでの人材や企業の既存集積、今後の機能受皿供給等に着目し、多摩センター及び周辺地区、南大沢センター地区の 2 地区を追加します。

（1）多摩センター及び周辺地区（多摩市、約 168ha）

市民、大学、企業等の広域的交流による「優れた都市環境を生かし人々が集う複合拠点」として、業務や文化及びコミュニティに係わる機能を育成する地区の形成を目指します。

《中核的施設》

- ・（仮称）ネットワークセンター
- ・（仮称）高度情報幹線中継施設
- ・多摩都市モノレール
- ・共同利用駐車場
- ・パルテノン多摩
- ・東京厚生年金健康づくりセンター
- ・（仮称）中央図書館等機能施設

（2）南大沢センター地区（八王子市、約 82ha）

周辺に立地する大学等との連携も視野に入れ、学術研究、技術交流拠点となることを目指します。併せて広域的な集客力を持つまちづくりを進めます。

《中核的施設》

- ・パオレ
- ・フレスコ南大沢

3 既存の業務施設集積地区において中核的施設を追加

八王子中心市街地地区において、（仮称）旭町・明神町業務商業ビルを中核的施設として追加します。